

# 青森県報

号外第四十号

平成二十六年  
五月十九日  
(月曜日)

## 目 次

### 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (運転免許課) …… 一  
委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) …… 五

## 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

### 青森県公安委員会規則第六号

#### 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「事務に限る。」の下に、「むつ警察署長」を加え、同項第三号中「特定失効者講習」の下に「又は同項第三号の規定による特定取消処分者講習」を加える。

第二十七条の四第一項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第三十一条第一項中「取消処分者講習を」を「取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習（以下「取消処分者講習」という。）を」に、同条第二項中「取消処分者

講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改める。

第三十九条の見出しを「（更新時講習等）」に改め、同条第一項中「又は特定失効者に対する講習（以下「特定失効者講習」という。）」を「特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は特定失効者講習」を「特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書（別

記様式第三十四号の三）

第四十条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「特定失効者講習」の下に「若しくは特定取消処分者講習」を加え、同条に次の一号を加える。

三 法第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書（別

記様式第三十四号の三）

別記様式第二十号の二を次のように改める。

別記様式第20号の2 (第27条の2関係)

認知機能検査受検申請書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_ 印  
 申請者 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

認知機能検査 (道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査) を受けたいので申請します。

交付公安委員会 番号	公安委員会										号	
	第											
免許 免許 種別	大型	中型	普通	大型 特	大型 自	大型 自	小型 特	原 付	けん 引	大型 二	普通 二	大型 特 二
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
希望する講習の車種												
※ 講習 月 日												
※ 講習 場 所												
収入 入証紙貼付欄												

- 注
- ※印は記入しないこと。
  - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号(第31条関係)

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

殿

本籍・国籍等 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習を受けたいので申請します。

交付公安委員会 番号	公安委員会										号	
	第											
免許 免許 の種 類	大型	中型	普通	大型 特	大型 自	大型 自	小型 特	原 付	けん 引	大型 二	普通 二	大型 特 二
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
希望する講習の車種												
※ 取消処分者等 欠格期間満了の日(処分期間)												
※ 取消処分者等 欠格期間満了の日(処分相当期間)												
※ 講習 月 日												
手数料 _____ 円												
収入 入証紙貼付欄												

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
  - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付すること。
  - 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



別記様式第三十四号の二を次のように改める。

別記様式第34号の2 (第39条、第40条関係)

特定失効者講習受講申請書		年 月 日
青森県公安委員会 殿		
氏 名 _____		
<input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第11号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方) <input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第12号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) の規定による特定失効者講習を受けたので申請します。		
受 講 場 所		
※ 受 講 種 別	<input type="checkbox"/> 優 良 <input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 違 反 <input type="checkbox"/> 初 回 <input type="checkbox"/> 高 齢 者	
果 取 入 証 紙 貼 付 欄	<input type="radio"/> 年齢が70歳未満の手数料 _____ 円 <input type="radio"/> 認知機能検査の受検を必要としない75歳未満の手数料 _____ 円 <input type="radio"/> 認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料 _____ 円	

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第三十四号の二の次に次の様式を加える。

別記様式第34号の3 (第39条、第40条関係)

特定取消処分者講習受講申請書		年 月 日
青森県公安委員会 殿		
氏 名 _____		
<input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第11号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方) <input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第12号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) の規定による特定取消処分者講習を受けたので申請します。		
受 講 場 所		
※ 受 講 種 別	<input type="checkbox"/> 優 良 <input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 違 反 <input type="checkbox"/> 初 回 <input type="checkbox"/> 高 齢 者	
果 取 入 証 紙 貼 付 欄	<input type="radio"/> 年齢が70歳未満の手数料 _____ 円 <input type="radio"/> 認知機能検査の受検を必要としない75歳未満の手数料 _____ 円 <input type="radio"/> 認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料 _____ 円	

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第七号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

(委託講習等の実施に関する規則の一部改正)

第一条 委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十二号を第三十四号とし、第二十一号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 特定取消処分者講習(七十歳以上) 法第百八条の二第一項第十二号に規定する講習のうち、法第百八条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定取消処分者に対する講習をいう。

第十九 特定取消処分者講習 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のうち、特定取消処分者に対する講習をいう。

別表第一中「又は特定失効者講習(七十歳以上)」を、「特定失効者講習(七十歳以上)又は特定取消処分者講習(七十歳以上)」に、「更新時講習又は特定失効者講習」を「更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に改める。

別表第二中「更新時講習又は特定失効者講習」を「更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習」に、「又は特定失効者講習(七十歳以上)」を、「特定失効者講習(七十歳以上)又は特定取消処分者講習(七十歳以上)」に改める。

別表第三中

更新時講習(又は特定失効者講習) 更新時・特定失効者講習実施結果報告書(別記様式第二十四号)

を

更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習

更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書(別記様式第二十四号)

に改め、「又は特定失効者講習(七十歳以上)」を、「特定失効者講習(七十歳以上)又は特定取消処分者講習(七十歳以上)」に改める。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号(第7条関係)

青森県公安委員会 殿													第 年 月 日		
													受託法人代表者職名 印		
更新時・特定失効者・特定取消処分者講習実施結果報告書( 年 月)															
区分 場所	優良運転者講習			一般運転者講習			違反運転者講習			初回運転者講習			合 計		
	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数	日数	回数	受講者数
免許センター															
八戸試験場															
弘前試験場															
むつ試験場															
五所川原 (金木)															
黒石 (大鰯)															
十和田															
三 沢															
野 辺 地															
つ が る															
三 戸															
鱒 ヶ 沢															
青 森 南															
七 戸															
外 ヶ 浜															
五 戸															
板 柳															
大 間															
平 内															
合 計															

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 2 該当する講習を○で囲むこと。

第二条 委託講習等の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二停止処分者講習の項第三号八中、「刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは同法第二百一十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条まで」に改め、同表指定自動車教習所職員講習(教習指導員)の項第二号二中「刑法第二百八条の二若しくは同法第二百一十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、同表指定自動車教習所職員講習(副管理者)の項第二号八中「刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二百一十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、同表違反者講習の項第三号八中「刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二百一十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改め、同表特定任意高齢者講習(簡易講習(七十五歳未満))、特定任意高齢者講習(簡易講習(七十五歳以上))、特定任意高齢者講習(シニア運転者講習(七十五歳未満))又は特定任意高齢者講習(シニア運転者講習(七十五歳以上))の項第三号八中「刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二百一十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条まで」に改める。

附 則

- 1 この規則中第一条の規定は平成二十六年六月一日から、第二条の規定は同年五月二十日から施行する。
- 2 第二条の規定の施行前に委託講習等の実施に関する規則第二十七号に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者に対する第二条の規定による改正後の委託講習等の実施に関する規則別表第二停止処分者講習の項第三号八、指定自動車教習所職員講習(教習指導員)の項第二号二、指定自動車教習所職員講習(副管理者)の項第二号八、高齢者講習又は特定失効者

講習（七十歳以上）の項第三号八、違反者講習の項第三号八及び特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満））、特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上））、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満））又は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上））の項第三号八の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭